

承認第3号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和4年6月7日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

かすみがうら市長 坪 井 透

理 由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）が、令和4年3月31日に公布されたことに伴い、かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため。

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

かすみがうら市長

令和4年かすみがうら市条例第15号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

かすみがうら市国民健康保険税条例（平成17年かすみがうら市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第27条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第5項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。